

独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会（第5回）

日 時：平成17年6月23日（木）

15時30分～17時30分

場 所：経済産業省別館11階1111号会議室

【白井調整官】 定刻となりましたので、ただいまから第5回独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会を開催いたします。

本日は委員の皆様方にはご多忙の中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

私、都市再生機構連絡調整室調整官の白井でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日はご欠席ですが、本年3月18日付で、高木前委員にかわりまして、弁護士の長沢委員が新たに当分科会の委員となっておりますのでご報告させていただきます。

本日は当分科会委員8名のうち、現在5名の委員のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に定める会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

なお、ご出席予定の浅見委員はおくれてご出席との連絡をいただいております。

來生委員、長沢委員のお二方はご都合により本日欠席でございます。

次に本日の分科会の公開についてですが、国土交通省独立行政法人評価委員会規則により、独立行政法人の業務の実績に関する評価にかかる案件以外は公開することとなっておりますので、本日の議題のうち、中期目標及び中期計画の変更、長期借入金、償還計画の変更、業務方法書の変更につきましては公開、平成16年度業務実績評価につきましては非公開の扱いとなっております。

また、議事録等に関しましては、これまでどおり議事要旨及び議事録を各委員にご確認の上、国土交通省ホームページに公表してまいりたいと考えておりますが、業務実績評価に関しましては、他の独立行政法人と同様の取り扱いといたしまして、議事要旨では主な意見のみを公表いたしまして、評価結果に関する内容につきましては、議事録において発言者名を記載しない等の措置を講じた上で公表させていただきたいと考えております。

議事に入らせていただきます前に、山本住宅局長から一言ごあいさつ申し上げます。

【山本住宅局長】 都市再生機構分科会の委員の先生方には大変お忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

きょうお願いします議題は二つございまして、一つは、本来の分科会にお願いします一番メインの仕事でございます業務実績評価でございますが、これにつきましては今回と次回ご審議いただきたいと思っておりますが、その前の議題としまして、先回、昨年暮れの分科会で、都市再生機構の経営改善の取り組み方針についてご説明いたしました。

昨年7月、機構が発足しましたときの資産評価の結果をもとに、財務当局ともやりとり

をした上で整理をいたしました経営改善の取り組み方針を説明したわけですが、その後いろいろ立法作業、国会での審議を経まして、最終的に中期目標、中期計画の変更ということになりましたので、きょう最初にご審議いただくことになったわけでございます。

経営改善の取り組みの一番の中核が、ニュータウン等の経過措置業務について、財投に対して繰上償還をするということが柱になっているわけですが、財政融資資金につきましては長期固定低利の資金を、基本的に理財局の特会において利ざやを取らないで融資することから、原則として、もし繰上償還する場合は特会で、将来得べかりし利益をきちんと補償金として支払いした上で繰上償還を認めるのは原則でございます。今回、都市再生機構について繰上償還を認めるについては非常に厳密な条件を付されております。

四つの条件があるんですが、簡潔にご紹介しますと、基本的に財政融資資金の特会にかかる将来にわたる国民負担を軽減するという考え方から、機構の自助努力を前提に、業務からの撤退を含む抜本的な事業の見直しをするのが第1の条件でございます。法律で経過措置業務として措置されております。

撤退事業について経理を明確にするのが第2でございます。第3が、業務運営効率化のための自己努力を担保するために経営改善計画を策定するということでございます。4番目に、これらのことを実施することで、財政融資資金の償還確実性が高まるということなど、最終的な国民負担を軽減するために財政融資資金の得べかりし利益を放棄することが必要かつやむを得ない、補償金といいますか、将来得べかりし利益を放棄することが必要かつやむを得ない。

この四つの条件を満たした上で、なおかつ、そのことを透明性を持って処理するということが、法律に基づいて行われるということが大前提になっております。

昨年の暮れに分科会にご報告しました上で、1月から法律の作業をしまして、通常会に独立行政法人都市再生機構法の一部改正案を提案して、たとえば2番目の経理の明確化ということで勘定特定をしましたり、もろもろの法律改正をした上でやるという措置をとったわけです。

そういうことをすることを条件に、財政審議会の財政投融资分科会で承認をいただいて今回の措置がとられたということでございますので、きょうお諮りする事柄は、そういう流れの中でかなり時間をかけて整理をした事柄でございますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

なお、法律は昨日、参議院の本会議で可決されまして成立したばかりでございます。

きょう分科会を開いていただけますので、最短で手続が済みますれば繰上償還をできるだけ早くやって、利払い費の圧縮が図れるということで、非常に私ども喜んでいるわけですが、どうぞよろしく願いいたします。

【白井調整官】 議事を進めさせていただく前に、事務局でございます国土交通省及び都市再生機構の出席者をご紹介します。

山本住宅局長でございます。小神土地・水資源局長でございます。竹歳都市・整備局長でございます。榊総括審議官でございます。伊藤住宅局総務課長でございます。服部土地政策課長でございます。木場政策評価官でございます。三輪民間事業支援調整室長でございます。宿本企画専門官でございます。

続きまして都市再生機構でございます。

伴理事長でございます。小川副理事長でございます。田中総務人事等担当理事でございます。田中経理資金担当理事でございます。田中ニュータウン等担当理事でございます。河村経営企画部長でございます。

それでは議事に進ませていただきますが、ここからは小林分科会長、よろしく願いいたします。

【小林分科会長】 分科会の議論を始めさせていただきたいと思います。

皆様にはお暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

議事に入ります前に、国土交通省独立行政法人評価委員会令第5条第5項の規定に基づきまして、分科会長代理の指名をさせていただきたいと思います。

この件につきましては本日、先ほどご紹介いただきましたが、ご欠席ではありますが、法律系の分野からの委員として、国土交通省独立行政法人評価委員会の本委員でもあります長沢委員をお願いしたいと思います。

この件についてはすでに事前にご了解をいただいております。よろしく願いいたします。

最初に事務局から資料の確認をお願いいたします。

【白井調整官】 資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

一番上に議事次第、次に座席表、委員名簿、配付資料一覧と続きまして、資料1-1「中期目標（案）・中期計画（案）の対比表」でございます。資料1-2が「中期目標（案）」、資料1-3が「中期計画（案）」でございます。資料1-4「都市再生機構の経営改善に向けた取り組みについて」でございます。

資料2「長期借入金計画（案）」でございます。資料3「償還計画（案）」でございます。資料4-1「業務方法書の一部改正（案）」、資料4-2「業務方法書新旧対照表（案）」、資料4-3「業務方法書（案）」でございます。

資料5-1「平成16年度業務実績報告書（案）の概要」、資料5-2は、委員の皆様のお手元のファイルになっております「平成16年度業務実績報告書（案）」でございます。資料5-3「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」、資料5-4「平成16年度業務実績評価調書（様式案）」です。資料5-5「中期計画の項目と評価区分（案）」でございます。参考資料「関係法令等」でございます。

以上でございます。

資料1から4までは本分科会の審議の結果をもとに、国土交通大臣へ意見を具申することとされているもので、資料5につきましては今回ご説明し、ご審議をいただき、次回評定をいただく平成16年度業務実績評価でございます。

過不足等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それではお願いいたします。

【小林分科会長】 議事に移らせていただきますが、議事次第にございますように、本日は議事が大きく二つに分かれてございます。

最初の議事が（1）から（4）でございます。

最初に議題1ということで、中期目標及び中期計画の変更についてご議論いただきたいと思っております。

昨年12月の第3回分科会で説明いただいた都市再生機構の経営改善に向けた取り組みの内容を、先ほど局長さんからお話ございましたように、今回、法が改正されまして、それを受けて中期目標及び中期計画に盛り込んだものでございます。

まず事務局から、法改正の経緯と概要を含めご説明いただきたいと思っております。

【三輪民間事業支援調整室長】 議事の内容に入ります前に、ただいま分科会長また住宅局長からお話がありました、今回、都市再生機構の中期目標・中期計画を変更するに当たりまして、その経緯と、これに関連します都市再生機構法の一部改正の概要について、少しお時間をいただいでご説明したいと思っております。

資料1-4「都市再生機構経営改善に向けた取り組みについて」でございますが、昨年12月の第3回分科会でご報告した資料を1枚に取りまとめたものでございます。

上の枠にありますように、昨年7月の機構設立時点の資産評価に基づきます開始バラン

スシートを見ますと、主としてニュータウン整備事業の評価損によりまして7,300億円の繰越欠損金が生じることになったわけでございます。

機構としましては、この厳しい経営状況を改善するために、次の取り組みを図ることにしております。

三つの黄枠ですが、左からキャッシュフローの改善、バランスシートの改善、組織のリストラでございます。

このうち、今回の中期目標・中期計画の変更に関係しますのは、主としてバランスシートの改善と、組織のリストラでございます。

このうち、バランスシートの改善では、保有資産の売却促進、財投資金の繰上償還にかかるものでございますが、財投資金の繰上償還につきましては、下の図にありますように、現行の勘定が一本のものを、賃貸住宅等の一般勘定とは別に、ニュータウン整備等の宅地造成等経過業務にかかる勘定を設けまして、土地の早期処分とこれにかかる財投資金の繰上償還を行いまして、事業の早期終了を図ることとしたものでございます。

このために、先ほど局長よりお話しございましたが、機構法の改正が必要とされたものでございます。

次の1枚ものですが、この改正は、他の住宅関連法と一緒に改正が行われまして昨日国会を通過したものでございます。その概要は、特に中ほどのⅡの「区分経理及び政府貸付金の償還期限の変更等」の三つの項を見ていただきます。

1、機構が宅地造成等の経過業務を行う場合には、機構の経理については宅地造成等経過業務と、その他の業務にかかるものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。

2、宅地造成等経過業務にかかる勘定に属する債務のうち、政府が貸し付けた資金にかかる債務で、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成25年3月31日までの間において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

この規定によりまして、補償金なしの繰上償還をすることにしたものでございます。

3、機構は、都市再生業務にかかる勘定において、毎事業年度の利益を限度として、国土交通大臣の承認を受けた金額を宅地造成等経過業務にかかる勘定に繰り入れることができるものとし、その承認に当たっては都市再生業務の運営に支障のない範囲の金額となるよう配慮するとともに、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。

ということによりまして、今回の財投資金の繰上償還措置あるいは経営上必要となる措置も講じられることとなったわけでございます。

なお、3の都市再生勘定から宅地造成等経過勘定に繰入れがなされる際には、本分科会の意見を聴くという規定も入っておりますので、その際にはよろしくお願いをいたします。

この法律案に対しましては、衆・参の国土交通委員会におきまして附帯決議がなされております。

次の資料ですが、衆議院の附帯決議が2枚のページに、参議院の附帯決議が次のページにございます。

衆議院のほうを見てもみますと、機構に関連した事項では、都市再生機構の欠損金は先送りすることなく、可能な限り早期に処理するとともに、欠損金の状況、処理方法等についての情報を随時公開すること。また、欠損金の処理に関する国の財政的負担を軽減するため、都市再生機構に対し、組織のスリム化、事務の合理化等の自助努力を促すこと。都市再生機構の都市再生業務にかかる勘定においては、賃貸住宅業務とその他の業務と区分経理を行うとともに、賃貸住宅業務にかかる収益については、当該業務の運営に支障の生じないよう、当該業務へ優先的に充当すること。都市再生機構の建替え事業に際しては、居住者や地方公共団体と十分な意思疎通が行われるとともに、余剰地の活用については、福祉施設、公園、公営住宅等公的な利用が図れるように配慮することとされてございます。

また、参議院でも同様な決議がなされていることをご報告いたしたいと思っております。

以上、中期目標・中期計画の変更の経緯と機構法の改正の概要についてご報告いたしました。

続きまして本題に入らせていただきます。

【宿本企画専門官】 具体的な内容につきまして資料1-1「中期目標（案）・中期計画（案）対比表」をもとにご説明させていただきます。

今回の改正、先ほど来何度もお話が出ていますように、法律改正、勘定分離、繰上償還、経営改善に向けた取り組み、ニュータウンの処理促進、こういった内容をもとにした中期目標・中期計画の改正でございます。

2ページをお開きください。

下のほうで経営改善計画を追加しておりますが、今回、後ほど17ページに出てまいります。中期計画上、経営改善計画を位置づけております。その関連で、その中でも、人員のスリム化等について触れておりますので、ここで記載したものでございます。

3 ページですが、今回このような措置を講ずるに当たり、不採算事業の徹底した見直し、新規投資、追加投資の採算性の考慮について、これまでの取り組みを一層強化することで、追加で記載をしてございます。

4 ページをお開きください。

一般管理費につきまして、これは目標で、従来、15%以上の削減を申ししておりましたが、これらにつきましてさらに一層コストを削減する、一般管理費を縮減するというところで、まず中期目標で削減目標20%に引き上げております。それに伴いまして、計画でも具体的に、特別手当の支給水準の引き下げ等具体例を書きまして、20%以上削減をするという内容になってございます。

8 ページをお開きください。

民間事業者に対して円滑に事業参画をしていただきましてリスクを減らすということで、これにつきましても経営改善に向けた取り組みの中で積極的にやっていくことを位置づけているものでございます。

10 ページをごらんください。

今回のペーパーで申しますと、5 ページから12 ページまでは機構のいわゆる本則業務について記載をしてございます。

従来、筑波研究学園都市建設事業とか関西文化学術研究都市の建設事業につきましては主としてニュータウン事業をやっているわけですが、これらにつきましても、別法に基づく機構の本則業務ということで位置づけておりましたが、今回、経過措置業務について勘定分離をしてという中で、これらについて附則業務に位置づけを変えてございます。

事業をやる中身については変わってございませませんが、法律上の位置づけが変わったということで、この部分からの記載を削除してございます。

11 ページですが、賃貸住宅の修繕とか建替え団地に関する取り扱いですが、経営改善に向けた取り組みの中でも記載しておりますが、賃貸住宅の管理コストの削減についてがんばってやっていくという話と、⑤ですが、建替え団地につきましては一定期間、おおむね5年から7年程度補充停止を行います。

この間新たに入居者を募集しないということをやりますが、これらの団地につきましても補充停止中の期間に限って、定期借家制度でお住まいの方に入っていただくということで資産の有効活用を図っていく。④⑤いずれも経営改善に向けた取り組みに位置づけているものでございます。

12 ページですが、ここでは賃貸住宅の募集に当たりまして、ハウスシェアリング制度とかマルチハビテーション制度、お友達と住んでいただくとか、2戸目の住宅として対応していただくとか、新たな需要層の拡大を、経営改善に向けた取り組みの一環として記載してございます。

13 ページをお開きください。

ここにつきましては、経過措置業務でありますニュータウン事業について、従来は、この5年間で1,500ヘクタール以上の宅地を供給することを記載しておりましたが、今般かなり詳しく記載しております。

主なところを抜粋して読ませていただきますと、目標で、第2期中期目標期間中に工事を完了し、第3期中期目標期間中に供給処分を完了するように事業計画を見直すことを、目標で言っております。

10年間で工事を完了して、15年間で、独法第3期までに供給処分を完了するように事業計画を見直すという趣旨でございます。

この際、事業初期段階である地区については事業リスクの縮小が図られ、採算性の確保が確実な場合のみ事業を実施する、それ以外の事業初期段階の地区については原則事業を中止するというところでございます。

事業計画の見直しに当たっては期限を定めて行っていく。全体について10年で工事を完了するということですので、地区ごとに違うと思いますが、期限を定めて事業計画の見直しをやっていくことを指示しております。

三つ目ですが、追加工事を行う場合にあっては徹底したコスト削減を行っていく。四つ目ですが、事業計画の見直し後においても、さらに必要な事業計画の見直しを行っていく。また、それが行えるように弾力的な事業実施を行っていくこと。五つ目で、これらをまとめまして、現中期目標期間中に2,000ヘクタール以上のニュータウン用地を供給処分、やむを得ない場合等に賃貸することも含んでおりますが、それを行うこととしております。

これを受けまして計画でも、その具体化に向けた事柄を記載してございます。具体的には処分方法の多様化等々について記載をしております。

17 ページ以降は財務内容の改善に関する事項でございます。

従来は中期目標期間中に繰越欠損金を減少させることとしておりました。

後ほど財務三表について簡単にご説明をさせていただきますが、従来の上は5年間で222億円の利益が出る、222億円繰越欠損金が解消されるという計画でございませ

た。

今般、自助努力の経営改善と繰上償還措置が相まって1,900億余りの利益が出る計画になってございます。

これを踏まえまして、目標の書きぶりも少し強めにいたしまして、繰越欠損金については第3期中期目標期間中に解消することとし、計画的に削減することという記載にしております。

これを受けまして、中期計画ですが、繰越欠損金の解消に向けて経営改善計画を策定する。この計画を着実に実行して、現中期目標期間中には1,900億円削減するということを記載してございます。

このための取り組みとして、2の財務体質の強化になりますが、保有資産の売却を積極的に進めていく一環で、割賦債権とか定期借地の底地権の売却についても進めていきたいと考えてございます。

18ページです。

新たに項目を追加しておりまして、3番目に宅地造成等経過勘定にかかる財政融資資金の償還、繰上償還を早期に行うことを目標として記載してございます。

4番目に、宅地造成等経過勘定にかかる政府保証の付与。

予算で政府保証についても認めていただいているんですが、これらについては法律上、平成24年度末までに償還を終えることになっております。

政府保証を付与して、政府としても支援はしていくんですが、財投改革の中でも指摘されておりますが、安易に政府保証に頼らないようにということがございますので、これを指示してございます。可能な限り政府保証に頼らない資金調達を行うこととなっております。

これを受けまして機構で、この中期計画期間中の現在の計画では残高が1兆円余となっておりますので、それを限度として、これ以上は政府保証は付与をしていただかないようにがんばりますということを記載してございます。

20ページ、人事の取り組みです。

人員のスリム化ですが、今回、ニュータウン事業については10年で工事を完了することになっております。10年で工事を完了した時点で、現在の人員の1,500人をおおむね4分の1に縮減することにしております。これに向けて、この5年間も計画的に削減を行うことについて、計画で記載しております。

続きまして財務三表のご説明をさせていただきます。

新旧対比されております別表 1、2、3 についてご説明させていただきます。

別表 1 の予算でございます。

機構の場合、予算と申しますのは収入、支出、キャッシュフローベースの予算になってございます。

新が左、旧が右になっておりますが、新旧比較しますとお金の出入りが約 3.8 兆円ふえてございます。

これは今回、ニュータウン経過措置業務勘定で、3.3 兆円の財投資金について繰上償還を行います。事業も前倒しをして、販売も早期に行っていきます。この関係で、資金の出入りが約 3.8 兆ふえているものでございます。

主なものとしましては、前倒し処理にかかりまして、まず事業をやらないといけませんので業務経費がふえる。販売が上がれば業務収入がふえる。繰上償還に伴いまして借入金もふえる部分もございまして、財投への借入金償還がふえるという部分もございまして。その結果として支払い利息も軽減されております。その結果がこの予算の表になってございます。

下に注記が書いてございますが、人件費の見積もりにつきましては約 20 億円、これは特別手当をカットしてございますので、特別手当の減に相当する分を削減してございます。これが収入支出ベースになります予算でございます。

1 枚おめくりいただきまして収支計画、これはいわゆる損益になります。別表 1 に基づきまして事業を行った結果としての損益でございます。

今回の記載の中では、会計原則の処理に従いまして、現在の中期計画を策定した後に監査法人といろいろ相談をいたしまして、区分、項目の組みかえをしている部分もございまして。

多少比較がしづらくなっておりますが、結果としては、別表 1 に基づき事業を行った結果としての損益ですが、一番下の総利益のところを見ていただければよろしいかと思っております。

旧では従来、221 億 8,000 万円、約 222 億の利益が上がるということでございます。これが、変更の中期計画の案では 1,900 億余りの利益が上がることになっております。この結果、これだけ分の繰越欠損金が解消されるということでございます。

別表 3 の資金計画でございます。

別表1の予算が、機構の場合、収入・支出ベースで組んでおります。

ほかに予算の組み方としては、契約ベースで組むとかいろいろなパターンがございますが、この場合は収入・支出ベースで組んでおりますので、別表1の予算を項目を組み換えたということと、前期よりの繰越金を加味したもので、実質的には組み換えたものでございます。

以降資料がございますが、こうした変更内容を、17年度から20年度については法律で勘定分離をしてございますので、勘定分離をした形で記載を改めているのが、後ろについている資料でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【小林分科会長】 事務局から、法改正の経緯と概要を含めまして、中期目標及び中期計画の変更について要点をかいつまんでご説明いただきました。

この資料に関連してご質問あるいはご意見がございましたら、どこからでも結構ですのでよろしくお願いいたします。

特によろしいですか。

先ほど局長さんのお話にございましたように、経理の明確化、計画策定、その他条件が付されてございましたが、そのようなことについて内容的には、先ほどご説明いただいたような形で対応できる形になっていると私自身理解しておりますが、そういう形でもよろしいでしょうか。

【寫委員】 基本的なことがまだよくわかっていないんですが、まず7,300億円の欠損金は基本的にどういうことで起こったのかということが一つです。

今後償還するに当たって、どの項目でどのぐらい手当をするという、10年の計画の中でそういう具体案があるのかどうか。

たとえば人件費とか資産売却とかいろいろ書いてありますが、項目ごとに、たとえば何年までにいくら手当をするという細かいところまで決まっているのかどうか、そのへんもお聞きしたいと思います。

【小林分科会長】 おそらく資料1-4をもう少し細かいご紹介いただければと思います。

それも含めて、いまのご質問に事務局で対応していただければと思います。

【三輪民間事業支援調整室長】 本日資料をおつけしなかったんですが、機構法設立時点で資産評価を行うということがございまして、発足時の資産の価値をまず明確にするとい

うことが法律上決まっております。

国土交通省の中で資産評価委員会を設置し、これは不動産鑑定士等専門家を含めまして7人の評価委員で評価をしていただくことといたしました。その際には評価方法を、不動産鑑定評価手法を踏まえまして評価方法を決め、第三者機関の、全国的な評価を行う専門家の機関に評価を依頼しまして、それに基づいて評価を決めていただいたものでございます。

その結果、賃貸住宅資産につきましては評価増、ニュータウン事業につきましては評価減ということで、賃貸住宅につきましては土地の評価増もございまして、大体3割から4割ぐらいの評価増があったものです。

ニュータウン整備につきましては、土地価格の下落等の影響も受けまして、これが大体5割ぐらいの評価減になったということもございまして、その他いろいろ含めました評価の結果7,300億円の繰越欠損金が発生したというのが概略でございます。

【**寫委員**】 土地の評価損が大きいわけですね。賃貸のほうは業績としてはいい？

【**三輪民間事業支援調整室長**】 30年代から40年代につくった団地がございまして、その土地の評価増が大きかったということでございます。

【**小林分科会長**】 欠損金7,300億の中身ですが、それに対応してどうするのが資料1-4に書いてございますが、そこはよろしいですか。

【**寫委員**】 何年にどうするか、7,300億をどうするか、大きな項目は言われたので、具体的に数字としてどうなっているのかがわかれば報告してほしい。

【**河村都市機構経営企画部長**】 いま国交省からご説明がありました資料1-1の中期計画の17ページをごらんいただけますでしょうか。

いま寫委員ご質問の、7,300億を今後どういうふうに解消していくのかというお尋ねですが、3の予算の1ですが、繰越欠損金の削減という項目がございまして、繰越欠損金の解消に向け、キャッシュフローの改善、バランスシートの改善及び組織のリストラについて経営改善計画を策定する。

きょう改定中期計画をご承認いただけますと、それを受けまして早急に私どもで経営改善計画を策定させていただきます。

その中核になりますのが、次に書いてございますように、第3期中期目標期間中の繰越欠損金の解消のため、したがって、第3期ですから、今後14年後までに繰越欠損金の解消を図るために計画的に削減することとし、現中期目標期間中に1,900億円というこ

とでございまして、別表で、現中期期間に利益として1,900億ほど計上する計画であります。それが繰越欠損金の解消に充てられます。1期が1,900億、次の2期で3,000億、さらに次の3期で3,000億と皮算用をしております、それほど大きな繰上償還の効果がありますとともに、17ページの2の三つ目あたりですが、保有資産の売却あるいは割賦債権の売却という資産売却も相当強力に進めてまいりまして、そういったものでこの利益を、繰越欠損金の解消のために上げていって、先ほど申し上げました、15年間で1,900億、3,000億、3,000億という利益を上げたいと考えております、そういう内容を踏まえた経営改善計画を早急に策定する予定であります。

【寫委員】 222億がいきなり7,900億になるわけですね。だれが考えても、相当すさまじいことになるけれども、その中身は具体的にどういうことでそうなるのか。資産売却などが中心なのかということを知っているんです。

【河村都市機構経営企画部長】 資産売却でキャッシュフローは相当稼ぎますが、利益を計上するのは財投の繰上償還でございまして、財投は30年の長期固定金利で借りておりまして、昔のものは7%、8%の金利のものがまだ張りついております。

そういうものを早期に繰上償還することによって、現在の民間金融機関金利で3年ぐらいの短期ですと0.何%という超低金利でございまして、そのさや分が毎年利益として効いてくる。

【寫委員】 それがほとんどですか。

【河村都市機構経営企画部長】 はい。

【山本住宅局長】 いまの1,900億の内訳が別表2に書いてあります。20ページの次の次です。

【河村都市機構経営企画部長】 収支計画ですね。

【山本住宅局長】 総利益の1,900億の内訳じゃないんですか。

【河村都市機構経営企画部長】 これは内訳というよりは、16年から20年までのトータルの費用と収益の源泉を書いてございまして……。

【山本住宅局長】 1,900と222の差額の主なものを説明すればいいんだ。

【寫委員】 どこから来るのか。

【河村都市機構経営企画部長】 たとえば財務費用がございまして。これが財投資金から民間資金へのつけかえによって、5年間の間に生じる、重い金利から低い金利に移ることによる利益の大半でございまして、実質1,500億円。こういうものが中心になって、5

年間で1,900億余の利益が生ずるとご理解いただければと思います。

【**寫委員**】 財投を民間資金に借り換えるということですか。それが1,500億、残りは何ですか。

つまり、何が聞きたいかというと、企業がリストラをやるときに、どこで利益を上げ、どこでリストラをやるか、そこに企業努力が見えるわけですね。

財投の繰上償還は企業努力と言えれば努力だけでも、それが大半を占めることになると、本当に努力しているのかというのが国民の受けとめ方になるんじゃないかという気がするわけです。

そういう意味で、どうやって220億が1,900億になったのか、その中身について、こういう努力をしていますよというものをきちんと示してほしいなと思うわけです。

単なる民間資金の繰り上げ、それだったら、なぜもっと前にやらなかったのか。低金利はずっと10何年続いているんだから。そう思うわけですよ。そこらへんをもうちょっときちんと説明してくれないと。

【**小林分科会長**】 それを全体として1-4で説明していると私を理解していますが。

たとえばバランスシートの改善以外に、人員を1,000人削減、民間企業については1,500人、そういうリストラはやっているんですね。

【**寫委員**】 数字はわかるけれども、具体的にどういう金になっているのかということですよ。パーセンテージは書いてあるけれども。

【**河村都市機構経営企画部長**】 7,300億の繰越欠損金を解消するために、大きなポイントとしては財投の繰上償還がございます。

それ以外に機構自体の自助努力がございまして、リストラ努力をいたしております。

【**寫委員**】 それはわかっていますよ。ここに書いてあるから。

【**河村都市機構経営企画部長**】 ニュータウンの業務の早期終了が、今回の中期計画の大きな柱になっておりますが、土地を早期に処分することになりますと、改定前の中期計画の想定よりは相当前倒しで処分することになりますので、前倒し処理に伴う損失が当然出てきます。価格についてそれほど計画的な価格として販売できないという損切り分が出てきます。

そういうものも含めた上で1,900億の利益を、自助努力も含めて生み出しますということです。損切り部分は自助努力、機構本体のリストラあるいはコスト削減の努力で支えておりますので潜っていることにはなりますが、それ以上の部分で財投の繰上償還の効果

が出てきて、利益として計上できるとご理解いただければと思います。

【小林分科会長】 もう少し具体的な数字を……。

【寫委員】 国民の負担をどれだけ軽減するかとか、過去にこれだけの損失を負ったのでこういうリストラ計画を出しましたという具合に、国民に説明したいわけですね。

そうだとすると、単なる借り換えだけじゃなくて、われわれ自身としてこういう努力をしていますということをもうちょっと見せないと言説力が増さないんじゃないかという感じがするわけです。

そういう説得力を増すようなことをきちんと持ったほうがいいし、それを具体的な数字で出したほうがいいというのが趣旨です。

【野城委員】 いまのご質問で、旧だと220億だったわけですね。

基本的な理解としては、財投のルール変更がなければ、最初のときは220億であったと理解すればいいわけですか。

220億はさまざまな努力が出てきていて、今回ルール変更で繰上償還すれば220億が1,900億になると理解すればよろしいのでしょうか。

【河村都市機構経営企画部長】 222億の前提よりは、さらに新たな経営改善計画を策定しますと申し上げましたが、その中に自己努力が入っておりますので、組織のリストラ、コスト削減が入っておりますので、単純に財投の繰償だけで222億から1,900億になったわけではございません。

【寫委員】 222億も財投の繰上償還が中心だったんですか。

【河村都市機構経営企画部長】 全くそれはございません。

【小林分科会長】 金額的には財投の繰上償還が大きいわけですが、それ以外に、個々に小さい単位の積み上げた、機構の中での努力が国民に理解できるような形で表現したほうがいいのではないかというご助言だと思いますので、もし可能であれば……。

【寫委員】 僕らは委員をやっていると、一般の人からそういうことを聞かれるわけです。

あんた方は何やってんだ、何のためにやってるんだと聞かれたときに、われわれもキチッとそういうことを説明できるような資料を持っていないと困るわけです。

単なる財投の繰上償還でやった、単に技術的な処理をやっただけじゃないか、ほかのところは安い金利に借り換えているのは当たり前であって、いまごろやってるのかという話になる可能性だってあるわけですね。

【小林分科会長】 財投の繰り上げを実現するというのは大変な努力ですよ。

【**寫委員**】 それはそうだけれども大変なのは国土省と財務省間の国同士の話でしょう。国民のためにどれだけ税を軽減するかは国同士で話し合えばいい話ですね。

【**山本住宅局長**】 1, 900億を各項目に分解して説明することはできるんですか。できないんですか。

【**河村都市機構経営企画部長**】 そこまできちんとした数字は……。

【**山本住宅局長**】 キャッシュフローとバランスシートと組織のリストラに分けることはできるんですか。

【**河村都市機構経営企画部長**】 自己努力と財投の繰償効果に分けての試算はございます。

【**寫委員**】 細かいことはいいけれども、趣旨は、いま小林先生がおっしゃったようなことですよ。

そういうことをプレゼンテーションしていくことが重要であって、身内だけで何となくわかりましたというのでは、それはあまり意味もないし、僕らが委員をしている意味が損なわれるわけだから。

【**山本住宅局長**】 1, 900億円のうち繰上償還による改善効果は1, 500億、残りの400億は自己努力、リストラ努力ですというのがいまの答弁です。

2期以降どうなるかは、これから改善計画を整理して、委員の先生方にも、対外的にもきちんと説明できるように、計数を整理してまたご説明しますということでよろしいですか。

【**寫委員**】 わかりました。

【**小林分科会長**】 よろしいでしょうか。そのような努力を事務局でやっていただくことをお願いします。

この項目についてはよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

次の議題に移らせていただきます。

長期借入金について、償還計画の変更について、業務方法書の変更についての三つの議題について、それぞれ事務局から、今回の法改正に伴い必要となる変更についてご説明いただきたいと思います。

【**河村都市機構経営企画部長**】 資料2から順を追ってご説明申し上げます。

資料2が長期借入金の計画案の現行と変更案でございまして、資料2の右側をごらんいただきますと、茶色で塗り込んであるところが変更の数字ですが、この数字自体にあまり意味があるわけではございませんで、1兆円の繰上償還を前提にいたしまして、右側の上

2 ページも表現の適正化が主でございますのでご説明は省略させていただきます。

3 ページの32条も形式的な修正、64条は、介護保険法の改正に伴いまして、この業務方法書が介護保険法を引いておりますので、認知症という言葉に改める。これも形式的とえば形式的な改正でございます。

4 ページ、84条でございます。これも筑波研究学園都市並びに関西学研業務について、本則業務から経過措置業務になったことに伴うものでございます。

85条は、鉄道業務を廃止いたしましたことに伴う削除等でございます。

86条、87条、最後のページも形式的な改正でございますので、ご説明は省略させていただきます。

簡単ですが以上でございます。

【小林分科会長】 ただいま資料2から資料4についてご説明いただきましたが、これに関連してご質問なりご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

1兆円という想定があるけれど、場合によってはそれを超える繰上償還をできればしたい、臨機応変にやりたいので、そのへんはあらかじめ分科会のご意見を聞いた上で、それができるようにしておきたいという趣旨でございます。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

資料2、資料3あるいは資料4-2に関連してはご了解いただいたということにさせていただきます。

以上をもちまして前半の議事、記事の1から4まで終了いたしました。

以上の審議結果は、独立行政法人評価委員会の規則に従いまして、評価委員会の木村委員長にご報告することとなりますのでよろしく願いいたします。

ここで一旦休憩にさせていただきます。議事5の業務実績評価を行います。こちらは非公開とさせていただきます。したがって、恐れ入りますが、傍聴者の方々につきましてはよろしく願いいたします。

(暫時休憩)

【委員】 再開させていただきます。

これからは非公開の形で議事を進めさせていただきますが、議事5の平成16年度実績評価でございます。

実績評価の審議の進め方については事前に事務局からも各委員にご説明があったかと思いますが、追加的に説明させていただきます。

本日、事務局から業務実績評価の方法と、都市再生機構から業務実績について説明をお願いし、その後時間の許す限り質疑を行わせていただきたいと思います。

したがいまして、本日の分科会において、最終的なアウトプットである業務実績評価調書の評価作成には入りません。次回7月27日が予定されておりますが、その分科会において評価の確定をさせていただきたいと思います。

なお、ここについて後でご議論いただきたいと思います。評価の確定の方法につきましては、私からの提案ですが、きょうの委員会と、その後、6月いっぱい事務局で想定してございますが、追加的な意見を皆様からお出しただいて、それら意見を踏まえまして評価調書の分科会長試案を私が作成させていただきます。

それを各委員にお諮りし、次回の分科会において、これをもとに審議いただいて、分科会としての評価を確定させるというやり方でやらせていただきたいと思います。

各委員ごとに評価書を記述していただくというやり方ではなくて、きょうと、きょう以降6月いっぱい皆様からいただいたご意見をもとに評価調書試案として私がつくらせていただいて、それについて次回の分科会で審議いただいて最終的な確定のものにするという手順でございます。

このようなやり方でよろしいかどうかというご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【委員】 ありがとうございます。それではそのようなやり方で進めさせていただきたいと思います。

それでは事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 まず評価方法でございますが、資料5-1から5-5まででございます。

評価方法につきましては5-3、5-4、5-5の三つでご説明をさせていただきたいと思います。

資料5-3ですが、国土交通省独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針でございます。基本方針につきましては平成14年に国土交通省の独立行政法人評価委員会で決定された基本方針でございます。その趣旨ですが、7~8行目のところに書いてございますが、独立行政法人評価委員会が業務実績を途中あるいは事後に評価し、その結果を法

人自身の業務改善、主務大臣による新たな目標設定へ反映させるというようなことが趣旨となつてございます。

3 ページをごらんいただきたいと思います。評価につきましては、2 の中期目標評価と、下の年度評価がでございます。

中期目標評価につきましては、機構につきましては5年間でございまして、平成20年度の終了後に行うということでございます。

年度評価につきましては対象年度、すなわち前事業年度におきます中期目標の実施状況を調査分析しまして、法人が効率効果的に業務を行っているかということについて評価するものでございまして、これには業務運営評価と自主改善努力評価の二つがでございます。最終的には、この二つの評価を踏まえまして総合的な評価評定を行うということになります。

具体的には5ページをお開きいただきたいと思います。

5 ページの(1)の業務運営評価の個別認定ということございまして、その下に枠がございまして、枠内に点数の説明がでございます。

各項目ごとに、中期目標の達成に向けて特にすぐれた実施状況にあると認められる場合には3点、着実な実施状況にあると認められる場合には2点、おおむね着実な実施状況にあると認められる場合には1点、着実な実施状況にあると認められず業務改善が必要である場合には0点とされてございまして、それぞれ理由を明記し、必要な場合には意見を付することになってございます。

②ですが、実施状況全体にかかる判断方法ということで、下の枠内にその方法が書いてございます。

各項目の合計点数を、項目数に2を乗じた数で割ったもので判断されてございまして、その数値が130%以上である場合には「きわめて順調」、100%以上129%未満が「順調」、70%以上100%未満が「おおむね順調」、70%未満は「要努力」とされております。

したがいまして、この方式では、仮に各項目すべて2点ですとちょうど100%になります。

具体的な評価としましては、資料5-4の1ページ目、左から中期目標、16年度計画とありますが、次の評定の欄に0点から3点までをつけていただきまして、右に評定理由、ご意見を記入していただくこととなります。

その結果、15ページをお開きいただきたいと思います、上の表の右に評定理由のところには算式がございまして、各項目の合計点数を当てはめます。これを算定しましてパーセンテージを出し、その結果を、左の四つの項目の区分の該当欄に○をつけるということでございます。

次に、自主改善努力評価のところですが、表の下の記入要領にもございますが、自主改善努力が意欲的かつ前向きで、すぐれた実践事例として認められる場合には「相当程度の実践的努力が認められる」と記入し、認められない場合は「－」でございますが、これが総合的な評定にプラス評価として加味されるということございまして、この表にその理由を書くということでございます。評定と理由を書くということでございます。

16ページですが、業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえまして総合的に評定をしていただいて、必要な場合には意見を付していただくこととなります。

なお、業務評価調書が1ページから14までページございますが、どのような項目の区分あるいは数にしたらよいかということでございますが、資料5-5、事務局案として提案してございますが、これにつきましては、他の法人の例を参考にしながら、評価項目、節、項を見まして、項目数を、他の法人等を見ますと大体20から30ぐらいの間のところも多うございますので、こちらの項目を見ながら、今回、事務局案では26の項目にしてございます。事前に分科会長ともご相談させていただいて、事務局案として提出させていただいているものでございます。

以上、業務評価の方針につきましてご説明いたしました、何ぶん分科会として初めてでございますので、本日ご欠席の委員もおられますので、後日ご説明の機会を再度いただくこともあろうかと思っております。

今後、この点につきましては必要に応じましてご調整させていただきたいと思っております。

以上報告でございますが、続きまして機構から、実際の実績報告をさせていただきたいと思っております。

【都市再生機構】 資料5-2が業務実績報告書の本冊版ですが、資料5-1の概要版で説明をさせていただきたいと思っております。

1ページ目をごらんいただきますと、I「業務運営の効率化に関する事項」には、組織とかリスク管理のような話を書いてございまして、3列の表になってございますが、主に真ん中の16年度年度計画と、その右の、計画に沿って実際に行った業務実績、この二つの欄を中心にご説明をさせていただきます。

組織運営の効率化のところですが、昨年度は公団から独立行政法人の機構に移りました関係で相当大幅な組織の改編を行いました。

実績のアンダーラインのところをごらんいただきますと、従来の共通部門に加えまして、経営管理機能を有する経営企画部を新設をした、あるいは広報、情報公開あるいはコンプライアンスの実践等を担うカスタマーコミュニケーション室を新設をしたということがございます。

トータルの組織、全般にわたる項目としまして、(2)の②にございますように、チーム制、ユニット制の導入を大幅に図りました。

これは意思決定の迅速化あるいは責任の明確化を図るために、課長代理あるいは係長という役職を廃止いたしまして、すべて部長のもとに一つのチームをつくりまして、その中で柔軟な組織運営をしていくことを本格的に始めております。

事業リスクの管理のところですが、従来も事業リスクに関してはさまざまな観点でチェックをしておりましたが、2ページ目の一番右側の欄にございますように、事業の見直しの時期と基準を明確にした上で、柔軟、段階的な意思決定を可能とするシステムを試行的に導入するというところで、正味現在価値NPVを算出しまして、投資判断の基準の一つとして数値的な客観的な判断指標も試行的に導入してございます。

その下の○ですが、新規地区において、これも相当のリスク軽減策を、特に大規模な業務地区について図りました。後ほどまた詳しくご説明申し上げますが、大手町地区あるいは大阪駅北地区においてリスク軽減策をとりまして、さらに事業実施中の地区におきましても都市再生パートナーシップ協議会、これは後ほど詳しくご説明いたしますが、民間事業者の参画を求めて、民間事業者のノウハウ、資金力を一緒になって都市再生に使っていただくために、事業化の初期の段階から、参画意欲をお持ちの民間事業者の方々に名乗りをあげていただきまして、そういう方々のご要望をお聞きしながら、事業の初期の段階で企画を練り上げていく、それによって民間事業者の参入を容易にするシステムも取り入れております。

その下の段のアンダーラインのところですが、そういうリスク管理を行うことによりまして実際に3地区の事業中止地区を決定しておりまして、そこに挙げております3地区について、こういうリスク管理手法のもとで中止を決定いたしました。

事業評価の実施につきましては、機構発足と同時に、事業評価監視委員会に必要な規定を制定いたしまして、実際にすでに3回の事業評価委員会、外部の委員の評価を個別事業

ごとに行っていただく組織ですが、開催し、その結果につきまして情報をオープンにしております。

一般管理費・事業費の削減です。

これは中期計画の説明のところでもございましたように、一般管理費について15%、改定されますと20%ですが、16年度はまだ15%のままですが、事業費について25%、平成20年度までに削減をする中期計画、一番左に目標がございまして、その結果、一番右の欄をごらんいただきますと、一般管理費につきましては対15年度比で11.7%削減をすることにしておりまして、これは相当規模で削減が進んでいるとご了解いただけたと思います。

その下の事業費ですが、ここが1.9%ということで、平成15年度1兆1,670億円、予算ベースの事業費に対しまして、平成16年度、1兆1,447億円、マイナス1.9%となっております。

これは特殊要因がございましてご説明させていただきますと、先ほど出てまいりました大手町地区の非常に大規模な事業がございまして。

大手町の経団連ビルとか公庫ビル、JAビルがありますところを、その近くにございます国有地を種地にしまして大規模な再開発を行う、立地的にも、社会的な意味においても、規模においても大規模な事業が始まりまして、その予算が1,300億、16年度予算にのってまいりました結果、他の事業をずいぶん削減努力をいたしましたが、結果として1.9%のトータルの削減にしかならなかったということでございます。

1兆1,600億を、機構の事業の性格から大きく三つに分けますと、ただいま申し上げましたような再開発、既成市街地で行う土地利用変換、再開発事業の都市再生に関連するものが4,000億弱でございます。

先ほど来ご議論いただいておりますニュータウン関連、郊外部で新たに土地を取得してニュータウン造成をするものが約3,000億でございます。

そのほか賃貸住宅、これは建替え事業も含まれますが賃貸住宅の建替え管理といったもので4,500億強でございます。

そういう大きな三つでございまして、冒頭、都市再生の4,000億弱の事業費の中で申し上げました大手町地区の1,300億が入ってまいりましたので、これを全体として引き下げる努力はいたしましたが、トータルとして1.9%の削減にしかならなかったという事情がございまして。

ちなみに17年度予算で見ますと、これは15年度比で約20%の削減になってございますので、ならして見ていただきますれば、トータルで5カ年間で25%以上の削減という目標に対してそれほどおくれた数字には、17年度まで見ていただければならないと思う次第でございますので、ちょっと長くなりましたがご説明させていただきました。

総合的なコストの削減ですが、いろんな新しい取り組みをしてございます。

アンダーラインのところがございますように、トータルでは8.9%の総合縮減率を達成しております。

その中で、その次のところで双方向提案型入札時VE方式の導入。

本文の24ページをおあげいただきますと、上のほうにございますのがただいま申し上げました双方向提案型入札時VE方式でございまして、概要にございますように、従来は入札参加業者からの一方的提案で、新しい技術なりコスト削減の工法があるというような提案がされて、それによって入札時にVE方式でコスト削減を図ることは従来のパターンでしたが、新しい方式では、発注者の機構側からの提案を加えまして、双方で議論することによってより多くの提案を採用できるという方式をとったわけでございます、そんなことも試行的に取り組んでございます。

それによりまして、たとえば千葉のある地区では事業費を、事前公表いたしました設計金額から4%削減できたようなこともございます。

その次の、積算の見直しでは、住宅の資機材を対象に公募による新たな見積もり徴収方式を先進的な手法として実施とございますが、団地の整備の際に、画一的な資材を使える部分がございます。

たとえば浴室のユニットとか、建具とか、キッチンのシステムとか、特定の規格物の資材の調達先のメーカーを、機構があらかじめ入札で指定をいたします。

トータルの修繕なりをする、あるいは計画的な修繕をする業者が札を入れる際に、入札をする際に、その機構が指定をしたメーカーからの資材調達を条件に入札をしていただくという仕組みの新たな公募の方式をとったりしまして、これも、ある団地でのコスト削減効果、2%ほどの効果があったということもございます。

試行的にやっておりますので、これを今後幅広く応用してどんどん取り入れていきたいと考えております。

入札及び契約の適正化の推進も内容的には同じようなことが書いてございますが、二つ目の○、電子入札のシステムの導入、順調に19年度稼働に向けて進んでございます。

三つ目の関係法人との随契の適用を厳格にということをございまして、これは特に賃貸住宅団地の管理に関しまして、関係法人との随契について適用を厳格化することをやっております、ちなみに15年度と16年度の関係法人の機構に対する売上高では8.5%ほどの減少をみてございます。

積極的な情報公開は、一般的にどこの独立行政法人でもおやりになっていることですが、ホームページの充実とか、②にございますように、会計検査の検査報告、個別の事業評価の結果とか実績評価もすべてオープンにしております、今後、ホームページ等の充実を図っていきたいと考えております。

ちなみにホームページのアクセス件数は対15年度比で、16年度は7%程度増加してございます。

以上が業務運営の効率化に関する事項でございます。

次の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」でございますが、1の都市再生の観点の事業の実施状況でございます。

4ページ目をおあげください。

ここでは、イで、民間の都市開発事業を支援するコーディネートの実施で、真ん中の欄の年度計画では25件程度の実施に対しまして、右の欄、33件で新規に実施をいたしてございます。

継続事業も49件やっております、基本的には公共団体からの受託に基づいて、その地区の具体的な整備手法とか、どういう事業主体がやるのがふさわしいか、あるいは地区によっては歴史的建造物をどういうふうに保存しながら当該地区の活性化を図っていくか、あるいは地元にお住まいの方にどんなご要望があるかというような意見の集約を図りながら、トータルの事業の企画案をまとめていくというコーディネートの仕事をこれだけの地区でやらせていただいているということでございます。

ロですが、市街地再開発事業等々の個別事業でございまして、真ん中の欄をごらんいただきますと、数値のところの上に「(参考)」とございます。

これは従来の公団ですと、地区数、面積、あるいは供給面積とか建物の戸数といったも数字自体が目標になっていたくらいがございまして、きちんとした経営体として、独立行政法人として経営をしていくためには、事業量だけが目標ではないだろう、事業量自体に意味があるのではなくて、これによってどういうまちづくりをしたか、あるいは民間企業の誘発効果があったかというようなことが大事なのであってという趣旨から、こういう数

値は参考数値としておりまして、実施計画上の数値としては掲げていないという意味で参考としてございます。

再開発事業等につきまして190地区、150ヘクタールの面的整備の完了とございますが、185地区、99ヘクタールの完了、敷地供給としては42ヘクタールでございます。

参考の数字ですが、面的整備完了の数字は少ないんじゃないかとお感じになるかもしれませんが、特殊事情がございまして、ある地区ですでに土地の譲渡の契約は済んでいたんですが、譲渡先の法人が県の融資を受けるための手続で、県の審議会を通らないといけないという手続がございまして、それがおくれたために17年度に最終の支払いがなくなってしまったということで、したがって引き渡しが17年度になったということで、16年度の実績としては、その地区の35ヘクタールほどが計上されないというような事情がございまして若干数字が落ちているということでございます。

ハの、民間投資を誘発する関連公共施設整備12地区の目標に対しまして、同じ12地区において実施をいたしております。

②以下が地方都市の同じような都市再生の整備の話で、コーディネートにつきまして13程度の目標値に対しまして、20地区について実施をいたしてございます。

ロの、民間投資を誘発する基盤整備等ですが、これも参考数値でございまして、4地区ですが、供給敷地あるいは面的整備完了面積が若干、地元の市との調整等に時間を要しております、実績としては上がっていないという点がございます。

③都市再生拠点整備の民間の支援ですが、イにございますように、勝どき六丁目という地区におきまして特定事業参加者として参画をしまして、機構賃貸住宅として800戸を取得、あるいは都市再生パートナーシップ協議会を活用しまして、すでに781者が参加をさせていただいております。

これも本冊の56ページをごらんいただきますと、どういうものかが出てございまして、一般的に機構の事業制度がどんなふうになっているかという情報提供のほかに、個別の事業地区にかかる情報提供も、この協議会に参加していただいている民間企業の方に逐次お知らせをしているということでございまして、58ページもごらんいただきますと、それと同じような趣旨でエントリー制度がございます。

これは再開発事業におきまして、民間事業者の事業参画をスムーズかつ効果的に実現するために、個別事業についていろんな双方向の提案をしていただく。

下の図がおわかりになりやすいかと思いますが、左側のエントリーされた民間事業者が機構に対しまして、具体の再開発事業についてどんな参画を希望するか、あるいは取得床の用途あるいは規模をどんなふうに希望するか、価格水準はどの程度見込むかといった項目につきまして希望を出していただき、調整できるところは調整しながら、適宜具体の計画に反映をさせていきまして、民間の事業者の参画をしやすい方式をとってございます。

概要版に戻っていただきますが、エントリー制度の実施によりまして、4地区ほどにおいて説明会を実施をいたしました。

その下の密集市街地等の整備改善、これは地元との調整あるいは地権者との調整が非常に大変な事業でございますが、右側の実施状況をごらんいただきますと、数地区におきまして、公共団体の委託に基づいてコーディネート業務を実施をしてございます。

②の防災公園、これを参考値ですが、防災環境軸は、防災上非常に重要な街路につきまして、公共団体からの受託を前提にしましてコーディネートをするということでございますが、これは右側に書いてございますように、東京都の予算の関係で受託をするに至らなかったという事情がございます。

防災公園については8地区の参考数字ですが、8地区について実施しまして、2地区整備を完了してございます。

都市公園整備ですが、34カ所の実施目標に対しまして30カ所実施しております。

これも公共団体の予算の事情とか計画変更ということで、都市公園についての予算がなかなか思ったようについていないことから、若干下回った数字になってございます。

6ページですが、民間事業者の賃貸住宅ストックの形成に対する支援でございまして、民間供給支援型賃貸住宅制度がございまして、これも先ほどご説明いたしました、右側にございますように、都市再生パートナーシップ協議会の中の賃貸住宅事業グループの参加企業、現在190社ほどございますが、そういう民間企業と連携をしまして、実績として12地区で3,870戸相当の整備を完了しました。

筑波研究学園都市等ですが、筑波については3地区について実施中、関西文化学術研究都市についても、3地区について土地区画整理事業を実施しております。

阪神淡路の関連で、北淡町の施行の復興土地区画整理事業につきまして事業受託を実施しまして、16年度をもって完了しました。

引き続き18年度末の換地処分の終了まで技術的支援ということで、2名の技術職員を派遣する見込みでございます。

賃貸住宅の関係ですが、これも参考数値として、そのページの一番下のほうに、建替え事業実施120地区等々という数字がございます。

右側の実施状況をごらんいただきますと、建替え事業については118地区で実施、19地区で完了、整備敷地、これは建替え事業によりまして、基本的には引き続き機構賃貸住宅に住みたい、その地区に戻ってこられる方を対象にした賃貸住宅の整備に限定してやるというのが基本的な精神になっておりまして、したがって余剰地が出てくる。余剰敷地について、公共団体なり民間事業者と連携しまして、福祉施設とか民間住宅用地として提供した面積が28ヘクタールございました。

7ページですが、バリアフリーの関係です。

アンダーラインのところがございますように、15年度末で31%のバリアフリー化率を33%に拡充した実績でございます。

(3) 賃貸住宅の適切な管理に移りますが、②のIT化の推進ということで、賃貸住宅の高速インターネット利用環境の整備ということで、ほぼ77万戸の99.5%にのぼる戸数について整備をいたしました。

さらに民間に参画をしていただいて供給する住宅につきましても同じように、機構の賃貸住宅と同等のIT環境を整備するよということ、公募の際の条件に付加して整備をしていただいているということでございます。

省エネですが、11年の省エネ基準対応を100%実施しております。特に家庭用燃料電池、コジェネシステムですが、世界に先駆けて集合住宅に導入をいたしてございます。

本文の87ページに新聞記事がございます、公団住宅に燃料電池。

3段落目の終わりのほうをごらんいただきますと、大きさはエアコンの室外機程度、集合住宅の標準的な世帯70平米で、電力需要の74%を満たす、光熱費が従来システムより年間2万円安くなるというようなシステムを導入しております。

計画的な修繕ですが、窓枠のアルミ化等々、計画的な古い団地についての修繕をいたしておりますが、そこがございますような戸数の進捗をみておりまして、進捗率も相当の数字で上がっていることをごらんいただけたと思います。

顧客サービスの向上につきましていろいろな新しい取り組みをしておりまして、一つは、当たり前になりましたインターネットによる申し込みの受付をしております。

8ページですが、ハウスシェアリング、マルチハビテーション、何のことかとお思いかもかもしれませんが、ハウスシェアリングは、他人同士と一緒に住みたい、たとえば学生さん

同士とか、高齢者で配偶者を亡くされた方同士と一緒に住まいになりたいということも、いままでご遠慮願っていたのを、どうぞと。

あるいはマルチハビテーションで、セカンドハウスとして公団賃貸を利用したい方についてもお入りいただくということで、それぞれ300団地を超える団地でこういう受付をしておりますし、収入要件の緩和、これは全団地で行っておりまして、特に高齢者の方は、キャッシュフローがおありにならない方でも、資産がおありになる方については、どうぞお入りくださいということで、要件の緩和をしております。

ニュータウン事業に移らせていただきますが、先ほど来、中期計画の改定のところで議論になっているニュータウン整備事業、ここでは新規に事業着手しないこととされた業務とございますが、一番左をごらんいただきますと、現行中期計画の目標数値ですので1,500ヘクタールという目標数値がございますが、改定では2,000ヘクタールの処分を前倒しで進めていくことにしております。現在は1,500ヘクタールですが。

年度計画として270ヘクタールの目標を掲げまして、実績としまして271ヘクタール、処分を完了してございます。

特定公園の施設の管理でございますが、年間の利用者を、過去5年間の平均の利用者と比較して5%増加を目標値で掲げてございますが、戦略的な広報宣伝とか、施設の改良化、プールの利用者が、非常に夏が暑かったこともございまして増加したという要因もあり、23%という非常に大幅な増加の実績になってございます。

分譲住宅、これは完全に撤退をする予定になっておりまして、すでに過去手をつけているものを早期に終わらせるということでございますが、実績のところにございますように、16年度ですべて完了をいたしました。

賃貸住宅の未着工敷地が44ヘクタールございますが、そういうものの過半を処分するというので、実績として23ヘクタール実施してございます。

新たに土地を取得して賃貸住宅を建設するということはやめておりますが、過去手をつけたもので引き続きやっているもの、それが機構法附則12条云々というところですが、幕張新都心40地区で2,083戸、残り1,700ということになっておりまして、順調に進んでございます。

9ページの第三種鉄道事業ですが、これも速やかに民間事業者に事業譲渡ということでございまして、これも本冊の106ページをごらんいただけますでしょうか。

千葉ニュータウンの中に、106ページの上のほうの図の、小室という駅から印旛日本

医大までの間の12.5キロを北総公団線、当時の公団が施設を持ち、鉄道の運営を民間事業者がするという事業形態で保有しておりましたが、これを完全に16年度売却をいたしまして事業譲渡いたしまして、鉄道事業としては終了いたしております。

業務遂行に当たっての取り組みですが、これは地域住民、公共団体の方々との密接な連携ということで、延べ400回にわたる情報交換会、勉強会を実施しました。

環境への配慮のところですが、既存樹木の利活用で、50団地について数千本単位で移植なり保存をいたしておりますし、屋上緑化26地区等々を実施いたしました。

リサイクルの関係ですが、そこにございますように、再資源化を行うものについて、目標をいずれも上回る再資源化率あるいは縮減率を達成いたしてございます。建設発生土についても達成をいたしました。環境物品等の調達もほぼ数字的には達成いたしました。

バリアフリーですが、新規の賃貸住宅においては100パーセントのバリアフリー化を実施し、先ほど申し上げましたように、ストック全体でも33%になっております。住宅性能表示も100%実施をいたしました。

予算ですが、繰越欠損金の削減を大きな目標にしまして、数字的な目標を掲げておりますが、ペンディングになっておりまして数字が書いてございません。

16年度の決算がまだ確定数字を国交省にご報告しておりませんで、公団から機構に移って財務会計の処理の仕方が変わったという特殊事情もございまして若干おくれておりますが、口頭で数字を申し上げたいと思います。

欠損金の削減ですが、7,300億、経営改善計画の取りまとめに着手いたしまして、年度計画をつくったときには4,200万円の解消額でございましたが、16年度末におきましては566億の収益の予定でございまして、繰越欠損金については595億8,800万円減少したことになろうかと思っております。

566億の利益に対して598億強の繰越欠損金の減少額ですが、ニュータウンの鉄道勘定の廃止に伴いまして公共団体等からの出資を29億ほど減資をしておりまして、その分反射的效果として繰越欠損金が減るということでございます。それを足し上げて595億8,800万円という繰越欠損金の減少ができるはずでございます。決算が確定いたしますれば。

有利子負債の削減についてですが、機構開始時点で16兆2,771億円に対しまして16兆2,984億円となり、期初より213億円増加になろうかと思っております。

増加の理由ですが、今回の評価は、機構発足時の昨年7月時点での比較でございまして

て、7月は第1次四半期が終わった直後でございます、収入もそれほど入ってきませんものですから借り入れを抑えている関係がございまして、低めに出発点の数字がなっているので相対的に増加しておりますが、ちなみに16年3月、前年度末時点で比べますと100億円程度の減少にはなってございます。

キャッシュフローの確保についてでございますが、これも数字を入れさせていただきますと、業務活動による収入は1兆1,152億円となり、年度計画の1兆1,328億円に対し176億円減少した。業務活動及び投資活動による支出は1兆2,192億円となり、年度計画の1兆2,748億円に対し555億円減少いたすこととなります。

収入も176億減少いたしますが、それよりも大きい支出の減少、555億を達成したこととなります。

そのほか、保有資産の売却について、九段本社等々の物件、社宅用地を含めまして処分をいたしました。

金利負担の軽減につきましては、短期借入金を運転資金として機動的に運用することによって金利の低減を図り、中期計画を前回変更していただきまして限度額を1,400億から4,600億に増額をしていただきました。

その効果としまして、民間資金の導入によって借入期間の短期化を行うことによりまして非常に利払い軽減に寄与できたということがございます。

債務格付けにつきましては、今回繰上償還スキームの評価もありまして、従来の格付けある期間について、A+がAAに2段階引き上げられたという効果があらわれております。ムーディーズについてもA2を取得いたしまして、道路公団等と同等の格付けになったということがございます。

短期借入金の限度額を4,600億円に引き上げていただきまして、これを活用しまして、延べ21回、総額1兆1,630億円を借り入れまして、トータルの利払い軽減に大きく寄与したところでございます。

13ページですが、人事に関する計画でございまして、経営改善計画の大きな中身として、今後さらに踏み込んで自助努力をしていく内容のものでございますが、とりあえず中期計画上は、最終年度に4,000人ということでございまして、真ん中の年度計画において、16年度末4,552人に対しまして、実績のところですが4,463ということで達成をしているわけでございます。

子会社、関連会社の整理合理化ですが、目標58社から35社にまで整理をすることに

対しまして、すでに31社まで整理を図ってございます。

長くなりましたが、以上でございます。

【委員】 予定の時間が来てしまいましたが、全く議論ができておりませんので、もしご予定の方があれば早めにご発言いただきたいと思います。その後15分か20分ぐらい延長したいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】 一つ申し上げたいのは、資料5-5の、26項目に絞られた基準ですが、これを評価委員会として確認する必要があるのは、26項目という数はいいと思いますが、内訳をどうとるかで違ってくる。

点数の低い項目がふえるかどうかというあたりは、悪い項目をまとめていけば、そこは寄与が少ないし、いい項目が非常にあれば、そこはするということで、細かい1項目の評価もあるんですが、全体としてこういうバランスでいいかということは、一応ここで確認したほうがいいんじゃないかということでございます。

これから財務的に、賃貸住宅で地道にしていく際に、経営的に下支えをしていくということから考えると、26項目中3項目は、他の項目との比較からいけばちょっといじめすぎているのではないか、せめてあと1項目か2項目ぐらいでもう少し集約するぐらいのバランスをとったほうがいいのではないかとことを申し上げておきたいと思います。

全体の評価をする際に、いまどちらかということと実績ということで、実績に引っ張られてしまうんですが、実績が、目に見える結果なのか、その結果も、サービスで得られた結果と、人員削減という結果がございしますが、もう一つ、機構に未来があるとすればという前提で考えるならば、どのように未来に向けての手がかりをつくっているか。

アウトカムだけではなくて、未来に対する可能性を開いているかという点で評価するのか、単に実績だからアウトカムだけで見るのかということについて多少考え方がブレてくるといけないんじゃないかと思います。

未来のある組織だから、項目の趣旨によっては、単純にアウトカムを見るだけではなくて、それは未来のある可能性を示したようなことがあれば、それは効率的にとらえたほうがいいのではないかとことを意見として申し上げておきます。

【委員】 いろいろあるけれども、事業評価監視委員会から3回意見を聞いたとありますね。意見の結果については情報公開窓口で公表とあるけれども、この中身は僕らも具体的にもらえますか。

自助努力を評価するとき、僕は専門家じゃないからよくわからないわけです。事業評価

は外部の専門家もやっているわけでしょう。そういう専門家がどう評価したかということ
はしてほしい。

われわれ現場に行っているわけじゃないし、数字だけ見ても評価できないですね。

そういう意味で、なるべく、事業評価委員会だけじゃなくて、そのほかのことも含めて、
専門家が評価したようなものがあれば資料として欲しいなと思います。

【都市再生機構】 簡単ですが、どういう地区を評価していただいたか、それについて、
本文の16ページから17ページに一覧表がございますが、それについての、一番右側に
対応方針として、これは見直しが必要だとか、継続していいとか、中止とかということが
書いてございます。

一応これでザッとほらんいただけると思います。

【委員】 私も失礼する時間が迫ってまいりましたので、言いつばなしになって失礼です
が、次回までにお教えいただけると結構でございます。

きょうご説明いただいた中で、年度評価が二つのパートに分かれると。

一つは業務運営評価でお示しいただいている中期計画に基づいてどれだけ達成されたか
という観点と、もう一つは中期計画以外の項目の評価ということで、前半に関してはある
目標があって、それがどこまでクリアされたかということで非常に評価しやすいと思いま
すが、自主改善努力評価は、新潟地震など突発的な対応もございますので、これをどうい
う評価軸で見ればいいのかということをも1点、次回までにお教えいただきたいと思いま
す。

2点目として、ご説明いただいた中で、こうした評価を、さらに次の新たな目標設定に
反映させるマネジメントサイクルを基本とするシステムということで、今回の評価が、
次の中期計画にどれだけ盛り込まれたというような、次のステップにつながる部分の評価
をどうしていこうとお考えでしょうか。

次の中期計画で、今回の評価がどれだけ盛り込まれたかという部分の評価です。

今回の評価は今回の評価でしますね。

マネジメントサイクルは、今回評価したものが、次の中期計画にどういうふう目標
設定に反映されているか、その部分の評価はだれがどのようにするのでしょうか。

【事務局】 今回の評価は年度評価ということで、機構の場合は5年間を中期計画にして
おります。

年度計画が5回なされて、最終的な評価のところ、次期の2期の中期計画にどう反映
させるかという話になります。

したがいまして、今回は初年度の評価でございますので、その積み重ねで何か課題が出てくる、新しい改善項目とか改善方法とか、新しい課題が年度の積み重ねから出てくるのか、5年間でまとめて次期に反映するののかという問題だと思うわけでございます、今回は第1回でございますので、そう大きな方向はあまり出てこないのではないかと、事務局としては考えております。

【委員】 いまのことに多少関係し、僕は何度もこういう会で、新しく機構が生まれ変わるときには新しい理念が必要だということをいつも言ってきたわけです。

いま個別の問題がいろいろ出てきたけれども、こういうのをまとめたときに、シャッター街の問題とか、地方の過疎化の問題とか、いろんな問題があるわけです。

テーマは個別にいろんなところであるだろうと思うけれども、新しい21世紀型の都市再生のビジネスモデルみたいなものを、こうなっていますよと総合的にまとめて提案してほしいですね。個別のことをいくら聞いても全体像が見えないわけです。

これが新しい都市再生のビジネスモデルですよとか、シャッター街をなくすためのビジネスモデルですよとか、そういうくくりをもうちょっとしてもらおうと、プレゼンテーションがもうちょっとわかりやすくなるし、これが次につながっていくとか、そういうことがわかるんじゃないかという気がするんです。

個別に事業評価することも大事だけれども、あまりにも細かすぎて、もうちょっと大がかりな、そういう理念が見えるような総括の仕方してほしいというのが僕の希望です。

【委員】 聞いていて、確かにやっているけれども、それをわれわれがどう判断していいかわからないんです。判断基準が必ずしも十分ではないので。

今回は第1回ですから、こういう形で表現させていただいておりますが、本当に何が再生機構のこれからの仕事であって、それに対してどういう評価が必要なのかという議論がもう少し必要だと思います。

【事務局】 いまのようなご意見ですが、点数のほかに、一番最後に、業務全般に対するご意見ということであげられてくるものと考えております。

【委員】 そういう意見はもちろん言いますが、こちらのほうからも、こういう形になる新しいビジネスモデルとしてわれわれ考えているですよというプレゼンテーションをしてもらったほうがいい。

それじゃないと、個別の細かいプランや判断だけでは都市公団と都市再生機構はどう変わったのかとか、そういうことが国民によくわからないでしょう。新しい時代には何がど

のように大きく変わったかを示すことが必要だということです。

僕は盛んにそういうことを言いますよ。だけど、そちらのほうはどう考えているんですかということです。

【委員】 追加的な意見があれば、ぜひいただきたいと思います。

【委員】 これは数字にしていくのでむずかしいんだろうとは思いますが、たとえば1ページに組織運営の効率化というのがございます。

こういうユニット制を設けたとか、こういう部をつくったという表現をしているんですが、たとえばこれが書類の削減につながったとか、意思決定の早さにつながったとか、そういうほうが、本当の意味での評価に近いのかなという感じがするので、これはこれでいいんですが、数字では言えないと思いますが、実際にどうなったのかなというのを書いていただくといいのかなと思いました。

二つ目ですが、3ページで、たとえば積極的な情報公開ということで、ホームページのアクセス数をおっしゃっていましたが、そんなのをここにもっと積極的に書くような内容ではないか。

これだけ関心を持ってもらえたり、あるいは、見たということは、何らかの意図があって見たわけですから役に立ったんだろうと思いますが、そういうことを少し書いたほうがわかりやすいのかなという感じがしました。

危惧を抱いたのは、3ページの上の、公募による新たな見積もり徴収方式ですが、下手すると、指定業者を最初から決めてしまっただけということ、かえってマイナスのイメージを与えかねないような、ないしはマイナスのことが起こりかねないような方式かもしれないと思うので、そのへん、そうではないだろうと思いますが、それがわかるようにしていただいたほうがいいのかなと。

この中には書き切れないかもしれませんが、あるいは私の誤解かもしれませんが、そのところがちょっと気になったということです。

たとえば7ページで、機構の賃貸住宅をよりよく、より価値の高いものにしたということですが、より価値を高いものにして、居住者の方はお喜びになったと思いますが、もうちょっと全体的に見ると、たとえば家賃をどうしたのかなということも気になるんですが、場合によっては高くするのも一つのあり方だと思います。

それについて触れられていないので、どうだったのかなという感じがしたということがあります。

全体的な評価の項目の書き方ですが、もちろんやむを得ない部分があるのは承知で言っているんですが、だんだんこういう評価を重ねていくたびに自分の首が締まっていくような評価でない仕組みも考えたほうがいいのかなと。

こんなに世の中に役に立って、したがって、そこの部分を拡充したんだというような評価もあり得ると思います。

もちろん社会的プラスの部分があって初めてと思いますが、そういう書き方も工夫しなければいけないんじゃないかという感じがいたしました。

資料5-5の話が出ておりましたが、全体の評価委員会で議論になってはいたんですが、ほかの法人と比較するんですね。

そのときに、場合によっては、ある法人は80幾つだったかすごい多い数をやったり、ある法人は一けたに近いぐらいのものしか評価していなかったり、お手盛りではないんでしょうが、非常に緩やかな評価をする団体があったり、あるいは非常に厳しい評価をするような団体があったんですが、団体ごとの公平な評価をどこで担保するかというと、あまり担保されていないというのが現状だと思います。

これは非常に大きな問題で、機構が、ほかの法人と比べて、たとえばいいのか悪いのかもわからない。

たとえば機構で、仮に2という評価があった場合、それはいいのか悪いのか、数字だけでは比較できることじゃなくなっているんですね。

これは非常に問題なので、全体のところでは申し上げたんですが、評価委員が少なくとも二つぐらいのところを評価して、自分の中でバランスがとれるようにしたらいいんじゃないかというような話をしたり、評価する指標の一部は共通にするとか、そういうことをしたほうがいいんじゃないかということを申し上げたんですが、実際にここでどういうふうにそれが生かされているのか、あるいはそれは今後の課題なのかわからないんですが、そのあたり、もしわかれば教えていただければと思います。

【委員】 ご意見を一通り伺った上でと思います。

【委員】 初めての評価なのでよくわからない部分は、量的なガイドラインがあって、それに対して達成状況というと非常に見やすいんですが、組織の効率性を上げるとか、こういったところだと、数字のガイドラインがないものですから、どういうふうに評価するかというのはちょっとむずかしいなという感じがするんです。

5-3で基本方針というのが一応あるんでしょうね。

5-3の中で、評点のところがあったと思いますが、「着実な実施状況」と「おおむね」とどこが違うのかなど。非常に抽象的な印象だけで採点されてしまうような感じもありますので、このへんがむずかしいなというところで、もう少しきめ細かな評価の基準があればアドバイスをいただければと思います。

【委員】 私のほうから少しお話ししますと、●●委員の印象と同じような印象を持っていて、それと、先ほどの〇〇委員の意見と合わせますと、公団がこれからどういう仕事を中心に、機構として役割を担っていくかという枠組みがまずありきで、それに向かって実績を上げていくというストーリーがもう少し見える形で表現いただいたほうがよかったのかなど。

たとえば先ほど委員が、なかなか数字で表現できないところ、経営企画部を置いたり業務企画部を置いたり、都市再生企画部を新設するというようなこと、あるいは全国まちづくり室を設置するということは、公団全体のことを効率化するだけではなくて、ある特定の、公団がこれから進むべき道筋に向けてこういう組織をつくったんだろうし、あるいはチーム制を導入したのもおそらくそういう役割を担っているんだろうとすると、そういう方向に向かってこういうものを作って、具体的にどういうユニットができていたり、あるいは全国まちづくり室がどういう活動をやっているかということがもう少し表立った形で表現されていると、われわれはそれをベースに、ソフトな部分も評価できるんですね。

必ずしもそういう紹介になっていないものですから、評価しろと言っても評価しにくい面があります。

私が幾つか別の委員会を経験していますが、1回目はどうしてもこうなりがちなんです。

1回目の議論で、いろいろな形で意見をいただくと、2回目以降の説明を全然違う形で、われわれの組織としてはこういうことをやりたいから、そのためにはこういうことをやったという説明に2回目から変わるんですね。非常にわかりやすい説明になるんです。

今回はこういう形で進めましたが、委員のいろいろなご意見を受けて、次回の資料づくりに向けて少し改善の方向もお考えいただきたいということを私から注文しておきたいと思います。

その上で、先ほど委員からのご質問についてはどうでしょうか。何かお答えごさいますでしょうか。

【事務局】 先ほど委員からご指摘がございまして、横並びといたしますか、どういうところが相場感であるかというようなご議論、初めて評価される方、そのへんむずかしいなど

いうことをお感じになっておられると思います。

独法そのものも、いろんな研究をやっている法人もございますし、基金的なものをやっている、また事業をやっているようなところもございまして、法律的には、中期目標で定めるべき項目は定まっておりますが、それぞれの重みは、その法人にとっての、たとえば効率化とか、サービスとか、経理的な予算とか、そういうところの重みも、法人によってそれぞれでございまして、そういったところを同じような形で評価するかどうかを一律の基準で設けるのは非常にむずかしいのではないかという議論が、これまで親委員会ではなされております。

そういったことを踏まえて、基本的には、あくまでも独法の特性に応じた中期目標が大臣から与えられるわけでございますので、その目標に向かって基本的に中期計画を定め、それが的確に毎年度、その中期目標に向かって中期計画が着実に実行されているかどうかという観点からの年度評価が第一に重要ではないかと思えます。

横並びで、こういったものが相場ですよという言い方は、先ほど申しましたように、独法の性格も違いますので一律には申し上げられませんが、大体のところは2点が基本的なラインでございまして、突出して、非常によくがんばったという評価を与えていただいたときには3、もしくは、もうちょっとがんばれよ、数字的に全然出ていないじゃないかといったときに1が与えられているというのが、これまでの各分科会での実態でございまして、これまでの評価、金太郎あめじゃないかというご批判もございまして、大体のところは順調というところが概ねでございまして、ある独法によっては、「きわめて順調」という評価を受けているところが、ほんのわずかではございますが、あったり、「おおむね順調」といいますか、もう少しがんばれよという意味での評価を受けているところはこれまでも幾つかあったというような、横並びという大変ですが、実態でございます。

そういうことを俯瞰いただきまして、おおむね相場感といいますか、そういうことをご斟酌いただければと考えております。

【事務局】 今回提出している報告書は案でございまして、決算数値等も含めまして、次回は確定した報告書をつくるという過程の中で、先ほどはプレゼンテーションなどのお話もずいぶんございましたので、本文と概要版をもう少し工夫するということはあるかと思えますので、このへんも考えていきたいと思えます。

【委員】 時間がかなり経過しておりますが、私、かなり困っております。

冒頭に、次回、試案を提供するという話がありまして、試案をどのように考えたらい

のか大変悩ましい状況に追い込まれております。

できましたら、6月いっぱい、あるいは若干時間に余裕がありますから、その中で、先ほどもご説明ございましたように、多くは2です。

ただ、これはどうもいけないんじゃないか、あるいはこれは評価していいんじゃないかという項目があれば、そのことについて、各委員から何かありませんかというような聞き方をし、さらにつけ加えて、全般も含めてご意見があればいただきたい。追加的にご意見をいただきたい。

時間的に十分議論できなかつたので、ぜひいただきたいということを各委員に投げかけていただけませんかでしょうか。

一通りご説明はお聞きになっていると思いますから、ご説明の中で、ここはちょっと問題じゃないか、あるいはここは積極的に評価していいのではないかということについて、ご意見が特にあればいただくという投げかけをしてください。

それを材料に私のほうでまとめさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

いろいろご意見をいただきましたが、次回に向けて、先ほどお話ししましたような形で、私のほうで、事務局といろいろ情報を交換しながら試案をまとめさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは議事進行を事務局にお返しします。

【白井調整官】 本日は長時間のご審議ありがとうございました。

最後になりますが、都市再生機構の伴理事長よりごあいさつをさせていただきます。

【伴都市機構理事長】 時間がないようなので簡単にさせていただきます。

熱心にご討議いただきましてありがとうございました。

加えて、きょうは、評価の方法一つをお聞きしても、大変だな、超ご多忙な先生方にこういうことまで煩わしてまことに申しわけないなという気持ちですが、まな板の鯉としてはひたすらお願ひするしかありません。何ぶんよろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年11月に資産の再評価が出て、予想されたとはいえ7,300億の繰欠が出たときは暗たんたる思いでありましたが、おかげさまで暮れの予算措置、法律改正により財投の繰上償還等の措置で何とか繰欠の解消のめどが立ったということは、われわれとしては大変な朗報というか、明るい見通しができたわけです。先ほどから先生方のお話がありま

すように、これから都市再生機構本来の使命、目的でどうやっていくかという話は、財政基盤がある程度見通しが立ったところで初めて考えられるというところがありまして、いろいろ新しいことを仕掛けますと、そんなことを言える身分じゃないだろうとか、繰欠はどうするのと言われていたわけですから、それが何とかめどが立ったということは本当にわれわれとしてはありがたいことでございます。これから本来の目的をどうやって果たしていくかということに注力、専念してやっていきたいと思っておりますので、よろしくご支援ご指導いただきたいと思います。

いずれにいたしましてもきょうは本当にありがとうございました。

【白井調整官】 本日はどうもありがとうございました。

先ほど分科会長から指示のございました評価につきまして、1点とか3点とか2点じゃない項目につきましては委員長とご相談いたしまして、また委員の方に伺いたいと思えます。

今回は7月27日、水曜日、15時30分から、国土交通省の4階の特別会議室にて開催予定となっております。

議題としましては、平成16年度の財務諸表について、退職手当支給規程の一部改正、平成16年度の実績評価の決定についてを予定しております。委員の皆様におかれましてはご参集いただけますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして第5回独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。